

平成 21 年 5 月 20 日現在

研究種目：若手スタートアップ
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19830071
 研究課題名（和文）「正義へのアクセス」に関わる法律専門家の倫理と責任
 日米の比較研究
 研究課題名（英文）Ethics and responsibility of legal professionals engaging in "access to justice" Japan-US comparative study
 研究代表者
 石田 京子（ISHIDA, Kyoko）
 早稲田大学・法学大学院・助手
 研究者番号：10453987

研究成果の概要：

本研究の目的は、「正義へのアクセス」に関わる法律専門家の倫理と責任について、日米の比較検討を行うことである。研究実施計画に基づいて、平成19年度は米国、平成20年度は日本での現地調査を実施した。米国調査からは、単に弁護士を増加させても正義へのアクセスは必ずしも改善されず、弁護士個人の責任の自覚（ミクロレベルでの改革）および法サービス拡充のための制度的基盤（マクロレベルでの改革）の両方が必要であることを発見した。また、日本調査からは、日本司法支援センターのスタッフ弁護士が、これまでの日本の弁護士像とは異なる、新たな弁護士像を構築していることが発見された。

交付額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2007年度 | 1,280,000 | 0 | 1,280,000 |
| 2008年度 | 880,000 | 264,000 | 1,144,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,160,000 | 264,000 | 2,424,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：法学教育・法曹論

1. 研究開始当初の背景

「正義へのアクセス（Access to Justice）」とは、法的な権利が、法律上の論拠とは無縁な格差に影響を受けずに判断されるための、実効的な手段をいう。（M.

カペレッティ＝B. ガース（小島武司訳）『正義へのアクセス』（1981年）7頁。）現代の日本において正義へのアクセスを実効的なものとするためには、資力のない者へ

の法律扶助制度や迅速で適正な訴訟手続の存在はもちろん、権利を実現しようとする者がその手段や方法について相談したり、場合によっては交渉や訴訟手続の代理する法律専門家を利用できることが不可欠である。そして、このような法律専門家が適切に法的助言を与え、正当な権利を行使するための様々な手段を執ることにより、初めて国民の正義へのアクセスが実質的に保障されたと言える。本研究では、正義へのアクセスを国民が自己の権利を実現するために不可欠な基本権と位置付け、これに関与する法律専門家の倫理と責任について、日本と米国の状況を比較検討することを目的とする。

博士論文 (Kyoko Ishida, “A Study of Ethics and Regulations of Japanese Legal Service Providers in the 21st Century”, University of Washington, 2006.) では、21世紀の日本における法律サービス提供者の倫理と規律について考察し、米国の弁護士制度と比較しながら日本の法律サービス提供者の特徴を論じた。司法制度改革により、日本の法律サービス市場は複雑化の一途を辿っている。これまで弁護士の独占業務であった一部の業務が他のいわゆる隣接法律専門職にも開放され、また、弁護士人口も今後急速に増加することが予定されている。司法制度改革は、その基本理念として法の支配の拡充発展を掲げているが、制度の中核を担う法律サービス提供者たちは、自身の行為について適切かつ明確なルールを持ち、透明性ある規律に服しているだろうか ---- 博士論文では、日米の弁護士、検察官、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士へのインタビュー及び諸文献を基礎として、日本の法律専門職制度に対する批判的考察を行った。

本研究は、日本の法律専門職制度の規律構造全般を論じた申請者の博士論文に、ある意

味では限定を加え、また別の意味では発展性を与えている。すなわち、より深く具体的な考察を加えるために研究の対象を国民の「正義へのアクセス」の現場（公設法律事務所など）に限定し、また、正義へのアクセスという新たな視点から法律専門家の具体的行為規範と責任を検討することにより、博士論文での研究をさらに発展させるものである。わが国のこの分野における研究は、司法制度改革後の制度がその基本理念を実現するにふさわしいものであるかを評価するためにも急務である。しかしながら、日本では「法曹倫理」が大学の教科として全国的に設置されたのは法科大学院設立後のことであり、この意味で法律専門家の倫理や規律に関する研究は歴史が浅い。これまで主に、法社会学的視点からは弁護士のモデル論の研究が、そして民事訴訟法学的視点からは訴訟過程における行為規範についての研究が存在するが、個々の具体的行為規範や倫理問題についての学術的研究は十分に蓄積されているとは言い難い状況にあった。

日本の法律家制度および法律サービス市場は、報告書提出現在でもなお、転換期であると言えることができる。2001年に公表された司法制度改革審議会による意見書では、法の支配の拡充発展のためには弁護士の増加、法律サービスの増加が急務であると主張され、この結果として法曹人口の増加が決定された。しかし、単純に法律サービスの増加が法の支配を推し進めるとは考え難く、個々の現場においてどのように法律サービスが展開されているのか、より詳細な検証・検討が必要と考えられた。とりわけ、法律サービスの拡充を目的として日本司法支援センターが平成18年に設立されたが、この制度がどのように利用され、法律サービスの拡充に貢献するのか、実証的な研究が待たれる状況にあった。

2. 研究の目的

本研究の射程は、(1)日本と米国において、正義へのアクセスはどのように保障され、どのような制度的問題が存在しているのかを明らかにし、(2)日本と米国における法律専門家へのインタビューから、正義へのアクセスに関わる法律専門家の直面する倫理問題を明らかにし、(3)正義へのアクセスにおける法律専門家の倫理問題および役割について、日本と米国で差異が存在するのか、存在するとした場合にはそれほどの理由に基づくのか、考察を行うことであった。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者の博士論文(“A Study of Ethics and Regulations of Japanese Legal Service Providers in the 21st Century”)の延長上に存在するものである。博士論文では、では、21世紀の日本における法律サービス提供者の倫理と規律について考察し、米国の弁護士制度と比較しながら日本の法律サービス提供者の特徴を論じた。本研究では、「正義へのアクセス」に関わる法律専門家の倫理と責任について、(1)日本と米国の最新の資料を収集し、(2)現地調査を行うことにより、分析・考察を行った。博士論文の執筆にあたり培った日米の法律専門家とのネットワークを駆使し、具体的には以下の手順で研究を進めた。

平成 19 年度

(1) 米国における正義へのアクセスと法律家の倫理に関する資料収集

主に以下の論点に関連する論文・著書を収集し、精読する。論文の資料収集にあたっては、論文の全部がオンラインで入手できるデータベース、LexisNexis を活用することにより効率的に行う。

- 米国ではこれまで「正義へのアクセス」

についてどのような議論がなされてきたのか。また、「正義へのアクセス」の改善のため、連邦・州レベルで具体的にどのような取り組みがなされてきたのか。

- アメリカ法律家協会(ABA)による弁護士職務模範規定(Model Rules of Professional Conduct)に、弁護士の公益弁護活動(pro bono publico)への努力義務に関する規定が定められた経緯およびこれに関する議論。
- 公益弁護活動に関連してとりわけ問題となる専門家倫理はあるか。特に、法律家の数が少ない地域および分野において、利益相反の問題はどのように取り扱われるべきと考えられているのか。

(2) 日本における正義へのアクセスと法律専門家の倫理に関する資料収集

主に以下の論点に関連する論文・著書を収集し、精読する。論文の資料収集にあたっては、法律文献のデータベースを活用する。

- 日本における司法過疎問題に関して、これまでどのような議論がなされてきたのか。また、司法過疎問題の改善のために、国および法律専門職団体は具体的にどのような取り組みを行ってきたか。
- 弁護士職務基本規定の制定後、幾つかの弁護士会で公益弁護活動が義務化されたが、このようなルールを定めるに至った経緯。
- 弁護士の利益相反に関する議論と、特に司法過疎地区における弁護士の行為規範に関する議論。

(3) 収集した資料の精査を基礎とした比較法的考察

(4) 現地調査のための調査票の作成

米国での現地調査に先立ち、日本と米国における現地調査で使用する調査票を作成する。法律専門家は一般市民の正義へのアクセスに対しどのような役割を担っているのか、また、正義へのアクセスの

促進にあたり、特に問題となる専門家倫理が存在するの否かを明らかにできるような調査票を作成する。原則的に、日本・米国での現地調査では同じ調査票を日本語・英語で用意する。

(5) 米国における現地調査

具体的には、ニューヨーク州における、アメリカ法律家協会(ABA)本部の公益弁護センターおよび法曹倫理センターへのヒアリングと、法律事務所へのインタビュー、カリフォルニア州における、スタンフォード大学ロースクールのデボラ・ローディ教授へのインタビューと、法律事務所へのインタビュー、ワシントン州におけるワシントン大学ロースクールの臨床教育センターへのヒアリングと、法律事務所へのインタビュー。

平成20年度

- (1) 米国・日本における正義へのアクセスと法律家の倫理に関する資料の追加的収集
- (2) 日本における現地調査(日本司法支援センターの法律事務所を訪ね、スタッフ弁護士にインタビューを行う)
- (3) 米国調査、日本調査の分析・考察

本研究の最終的な目的は、正義へのアクセスに関わる法律専門家の倫理と責任についての日米の比較研究として、研究書を出版することにある。文献収集を基礎とした理論的考察部分と、現地調査を基礎とした法社会学的考察部分との二部構成とし、これまで研究が必ずしも十分ではなかった本分野についての基礎的研究として、広く公表していく。また、一部については英語での論文執筆も行う。

4. 研究成果

日本での現地調査を平成20年度1月下旬まで行っていたため、本報告書を提出している平成21年5月20日現在では、必ずしも

2年間の研究全体について十分な考察ができていたとは言い難いが、以下は現時点での発見、認識である。

平成19年に行った米国調査では、アメリカ法曹協会プロボノセンター、ワシントン州弁護士会プロボノ委員会、ならびにスタンフォード大学のデボラ・ローディ教授をはじめとする米国の法曹倫理・リーガルエイドの専門家にインタビューを行った。調査からは、単に弁護士の数を増加させるだけでは法律サービスは必ずしも十分に行き渡らせることはできず、弁護士個人の責任の認識(ミクロレベルの改革)、法律サービス提供制度における基盤の拡充(マクロレベルの改革)の両方が必要であることを認識した。

また、日本の調査では、日本司法支援センターの法律事務所7か所を訪ね、スタッフ弁護士にインタビューをおこなった。この日本調査からは、日本司法支援センターのスタッフ弁護士が、これまでの日本の弁護士像とは異なる、新たな弁護士像を構築していることが発見された。それは、社会福祉、高齢者福祉について行政基盤が発達している日本ならではの、行政とスタッフ弁護士が連携して、法律サービスを必要とする人々に届けるというものであった。

我が国においては、平成21年4月1日現在において、弁護士の人口は約27,000人であるが、その約半数の弁護士は東京圏で実務をしており、弁護士へのアクセスが必ずしも容易でない地域はまだ多数存在する。「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」を理念として設置された日本司法支援センターは、各都道府県に事務所を設け、情報提供、民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策等を行っているが、当センターのスタッフ弁護士は、地域住民に寄り添い、他の

機関とのネットワークを構築し、地域全体の法の支配の拡充を目指して活動している。その姿は、community developer としての新たな弁護士像を構築しており、そこでの「あるべき弁護士像」もまた、これまでの弁護士像とは異なる視点をもとに検討していく必要があると考える。

我が国において初めてとなるスタッフ弁護士制度について実証的な研究はまだ乏しい。この二年間の研究の成果は、今後日本語・英語で学会報告、論文投稿を行い、積極的に公表していく予定である。さしあたり、平成 20 年度に行った調査の結果については、Law and Society Association (5 月 28 日～31 日)において発表し、論文としても平成 21 年度中の公表を目指したいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

1. Kyoko Ishida, The Glowing Influences of “Lawyer Substitutes” on Citizens Access to Legal Services, Waseda Bulletin of Comparative Law Vol.27, 査読無, 2009 年, 15 頁.
2. 石田 京子, 「予防司法を担う法律専門家の倫理的責任 アメリカ法からの示唆」公証法学第 38 号, 査読無, 2008 年 39 頁.

[学会発表](計 3 件)

1. 石田 京子, 「予防司法を担う法律専門家の倫理的責任」, 公証法学会, 2008 年 6 月 7 日, 於香川大学.
2. Kyoko Ishida, Ethical Issues on

Japanese Lawyers Who Engage in Promoting Access to Justice, Law and Society Association Annual Meeting, 2008 年 5 月 28 日, 於モントリオール(カナダ).

3. 石田 京子, 「弁護士倫理における依頼者・弁護士関係の日米比較」, 日本法社会学会, 2008 年 5 月 10 日, 於神戸大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 京子 (ISHIDA KYOKO)
早稲田大学・法学学術院・助手
研究者番号: 10453987